

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の職員の数	備 考
三沢空港エプロン照明灯設置その他工事 令和5年2月8日～令和5年3月17日 電気工事業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和5年2月7日	(株)洋電社 青森県青森市橋本3丁目15番1号	4420001002206	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結したものである。	16,489,000	15,887,300	96.35		
東京国際空港非常用ターミナルレーダー撤去工事 令和5年2月8日～令和5年3月17日 電気通信工事業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和5年2月7日	(株)リバフィー通研 神奈川県川崎市高津区子母口421番地	8020001067244	再度の入札をしても落札者がなかったため、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の2の規定を適用し随意契約を締結したものである。	3,484,356	3,355,110	96.29		

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率 (%)	再就職の 職員の数	備 考
函館空港ORM改修外4件作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和5年2月3日	日本電気(株) 東京都港区芝5丁目7番1号	7010401022916	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	10,909,708	10,450,000	95.79		
新千歳空港RCM改修外1件作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和5年2月8日	沖電気工業(株) 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号	7010401006126	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	6,182,319	5,940,000	96.08		
仙台空港CCS改修外1件作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和5年2月8日	沖電気工業(株) 東京都港区虎ノ門1丁目7番12号	7010401006126	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	16,148,570	15,620,000	96.73		
東京国際空港WAM改修外1件作業	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和5年2月8日	日本電気(株) 東京都港区芝5丁目7番1号	7010401022916	公募手続きを行ったところ、左記業者以外の希望者がなく、左記業者が本業務の唯一の契約相手方であることが確認されたことから、会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定を適用し随意契約を締結したものである。	1,972,789	1,870,000	94.79		
令和4年度アルコール検知器48台定期メンテナンス	支出負担行為担当官 東京航空局長 藤田 礼子 東京都千代田区九段南1-1-15	令和5年2月20日	(株)タニタ 東京都板橋区前野町1丁目14番2号	4011401004072	航空局では、管制業務等に従事する前に、ストロー式のアルコール検知器による検査を実施している。本アルコール検知器は精度保証のため、20,000回使用または使用開始から1年間のいずれか早い時期に製造会社による定期メンテナンスが必要となるが、定期メンテナンスは製造会社である左記業者のみが行っている。 新規に機器購入を行う場合と比べて、メンテナンス契約を実施した場合、必要な経費が購入時の本体価格の5割程度となり安価である。 したがって、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第百二条の四第三号の規定に基づき随意契約を締結するものである。	1,056,000	1,056,000	100.00		